

令和6年12月2日以降現行の健康保険証は廃止されます

～医療機関の受診にはマイナ保険証を利用しましょう～

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降発行を終了し廃止となり、医療機関等の受診は、「マイナ保険証」を利用していただくこととなります。

なお、健康保険証廃止後1年間（令和7年12月1日まで）は、経過措置期間として、現行の保険証を使用することができます。

資格確認書の交付について

令和6年12月2日以降に資格取得された方で、マイナ保険証によるオンライン資格確認（医療機関の受診）を受けることができない状況にある方については、資格取得届の“資格確認書交付希望欄”にチェックを入れることで健保から資格確認書が交付されます。この資格確認書を医療機関等へ提示することで保険診療を受けられるようになります。

【令和6年12月2日以降の対応】

	マイナ保険証	資格情報のお知らせ	資格確認書
形状	マイナンバーカード	紙	カード型
交付対象	お住まいの市区町村	① 令和6年12月2日以降の加入手続き かつ ② オンライン資格確認システムへの データ登録が完了した方	オンライン資格確認を受けることができない方
取得方法	マイナンバーカードの入手後、 本人が保険証利用登録をする	資格取得手続き後、オンライン資格確認システム へのデータ登録完了後に健保より送付	資格取得時、 交付申請書で申請
使用目的	医療機関を受診するとき	被保険者資格等の簡易把握	オンライン資格確認を受けることができない方が 医療機関を受診するとき
有効期限	マイナンバーカードの有効期限	—	5年以内で健保が定めた日 (理美けんぽは、令和11年3月31日予定)

※このご案内は、令和6年9月時点の厚生労働省通知等の情報に基づき作成しています。

新たな情報については、必要に応じてホームページ等で随時更新してまいります。

事業主の皆さまへお願い

健保組合では、事業主の皆さまからの届出を受けて、中間サーバーに加入者情報を登録しています。

資格取得届や被扶養者異動届には、正確なマイナンバー及び住民票やマイナンバーカードに記載されている氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別、住所に誤りがあるとオンライン資格等システムにデータの登録ができず、医療機関の窓口で資格確認ができない場合があります。事業主の皆さまには、すみやかに正確な情報を提出いただくことが重要です。